

行財政改革実施計画・行動計画票

No.	94	[平成18年5月8日提出]			
基本方針	町民との協働に向けた環境づくり	担当課名	総務課		
重点項目	公正の確保と透明性の向上				
取組項目	行政の意志決定のルール化・手続の簡明化				
経過・現状 (H17.4.1現在)	行政手続条例第6条の標準処理期間を定め、事務所に備え付ける必要がある。 (標準処理期間) 第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるように努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。				
行 動 概 要	目標	行政手続きのルール化 (目標年次) 平成18年度			
	期待される効果	行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、町民の権利利益の保護に資する。			
	必要性・問題点	手続きをルール化する際の住民への周知が問題となる。			
	対象	町民			
	手段	年度	実施内容・予定時期	効果額合計(0千円)	
	17年度 (実績)	標準処理期間の照会に係る様式の検討。		目標数値	
				効果	歳入(千円) 歳出(千円)
	18年度	機構改革後に各課に照会する。 照会結果の集計及び取りまとめ。 標準処理期間の総務課への備え付け及びホームページに掲載。		目標数値	
				効果	歳入(千円) 歳出(千円)
	19年度			目標数値	
			効果	歳入(千円) 歳出(千円)	
20年度			目標数値		
			効果	歳入(千円) 歳出(千円)	
21年度			目標数値		
			効果	歳入(千円) 歳出(千円)	
関係例規等	名称		改正時期		